

税務職員募集のお知らせ

情報掲示板 INFORMATION

札幌国税局では、税務職員を募集しています。税務職員は、人事院が実施する国家公務員税務職員採用試験の最終合格者の中から採用されます。

平成 24 年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

- 試験の程度 高校卒業程度
- 受験資格 高校卒業見込みの方及び高校卒業後 3 年を経過していない方
- 受付期間
- ①インターネット 6 月 26 日～7 月 5 日
申込専用アドレス
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
- ②郵送又は持参 7 月 2 日～7 月 10 日(当日日付印有効)
- 受験申込先
第 1 次試験を道内とする場合
人事院北海道事務局 〒 060・0042
札幌市中央区大通西 12 丁目
- 第 1 次試験 9 月 9 日(基礎能力・適正・作文)
- 第 2 次試験 10 月 11 日(人物試験・身体検査)
- 最終合格発表 11 月 20 日

【お問い合わせ】

札幌国税局人事第 2 課採用担当
Tel 011・231・5011(内線 2315)
北見税務署総務課
Tel 0157・23・7151

住宅用太陽光発電システム 設置費補助制度について

佐呂間町では、家庭から排出される二酸化炭素の削減と環境の負荷に配慮した新エネルギーの普及促進のため、「住宅用太陽光発電システム」を導入される方に対し、設置費用の一部を助成する補助金制度を実施しています。

- 期 間 平成 27 年 3 月 31 日(予定)まで
- 対象者
- ①町内に居住している方
- ②町内の施工業者(各メーカー発行の施工店 ID 取得者)で設置する方
- ③国の補助事業に基づく補助金の交付を受けられる方
- ④借家の場合は、書面による所有者の承諾を得られる方
- ⑤町税などを滞納していない方
- ⑥制度実施期間中(平成 26 年度中)に設置工事を完了されている方
- 対象となる太陽光発電システムの主な条件
- ①財団法人省エネルギーセンターに登録される省エネナビ又は同等以上の機器が設置されていること
- ②未使用のもの など
- ※制度詳細については役場町民課生活環境係までお問い合わせください。
- 【お問い合わせ】役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

来春の新規高等学校卒業予定者の求人申込をお早目に

ハローワークでは、平成 25 年 3 月新規高等学校卒業予定者にかかる求人について 6 月 20 日から受理を開始します。

企業の将来を担う新卒者の採用について是非ご検討していただき、お早めにハローワークへ求人の申込みをお願いします。

【お問い合わせ】

北見公共職業安定所専門援助部門
Tel 0157・23・6251
遠軽出張所 Tel 0158・42・2779
美幌分室 Tel 0152・73・3555

労災精神障害専門調査員が 相談をお受けします!!

労災請求にかかわって各労働基準監督署で行っている精神疾患などの相談のほかに、セクシャルハラスメントなど職場のストレスによる精神障害に関する相談について専門調査員(臨床心理士)による相談窓口が開設されますのでご利用ください。

相談日は、原則毎週月曜日、金曜日(閉庁日を除く)の 9 時～12 時までです。

相談日は変更される場合がありますので、ご利用の際には、事前にお問い合わせください。

【相談窓口・お問い合わせ】

北海道労働局労働基準部
労災補償課認定班
Tel 011・709・2311(内線 3592)

申告には `elTAX、をご利用ください!!

北海道では、地方税ポータルシステム(エルタックス)を利用し、インターネットによる法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の申告を受け付けています。

利用できるのは、北海道に申告を行う納税者(税理士等代理人を含む)で、利用届出の手続をされている方です。

利用開始の方法など、詳細についてはエルタックスホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

エルタックスホームページ
<http://www.eltax.jp>
北見道税事務所課税課事業税間税係
Tel 0157・25・8681

介護保険料、について

介護保険制度は 40 歳以上の方に納めていただく保険料などを財源として、介護が必要な高齢者とその家族をみんなで支えていく制度です。平成 24 年度の介護保険料（65 歳以上の方）につきましては、7 月上旬にお知らせします。安心して介護サービスが利用できるよう保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

■普通徴収の方は

納付書を送付しますので、納期（7・8・9・10・11・12 月）にしたがって役場窓口などで納付してください。年度途中で 65 歳になられた方や佐呂間町へ転入された方も普通徴収となります。

■特別徴収の方は

4・6・8 月（仮徴収）に年金から引き去りした保険料額を除いた金額を 10・12 月、翌年 2 月で徴収します。

■介護保険料の減額について

町では、保険料段階が第 1 段階及び第 2 段階の高齢者世帯（世帯全員が 65 歳以上）のうち、低所得者を対象に保険料の減額を行っています。

◆減額の対象者

第 1 段階 老齢福祉年金受給者で低所得と認められる方

第 2 段階 町民税非課税世帯で低所得と認められる方（課税年金収入額 + 合計所得金額 < 80 万円 / 年の方）

第 3 段階から第 7 段階の方は減額対象となりません。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課介護保険係 Tel 2・1212

児童クラブ、の利用について

佐呂間児童館では、放課後に「家庭に誰もいない児童」を対象に児童クラブを実施しています。小学校が長期休業（春・夏・秋・冬休み）の期間は、登録した児童に限り、児童館の開館時間より 2 時間早い「午前 8 時」から利用することができます。

※ 10 時以降は児童館の通常の利用なので登録不要です。

■対象児童は次の条件を満たす児童です

①小学 1 年生から 3 年生までの児童。

②小学校の下校時間帯や長期休業中に「保護者」や「お子さんの面倒を見ることができる家族」が、仕事などで家庭にいない児童。

■申込方法

①申込期限

放課後の利用登録は随時受付けていますが、この夏休みの利用登録については、7 月 13 日までにお申し込みください。

②受付場所

佐呂間町役場保健福祉課社会福祉係

町立佐呂間児童館

③必要書類（受付場所に置いてあります。）

児童クラブ登録申込書

就労証明書（勤務先又は、民生児童委員の証明が必要です。）

【お問い合わせ】

役場保健福祉課社会福祉係 Tel 2・1212

町立佐呂間児童館 Tel 2・2311

人のうごき

－ 4 月末現在 －

人 口 5,746 人（－ 28）

男 2,755 人（－ 10）

女 2,991 人（－ 18）

世帯数 2,466 戸（－ 3）

（ ）は前月比です。

お詫びと訂正

町広報 5 月号に掲載しました「児童手当について」の一部で誤りがありました。

○所得制限を越えた受給者

平成 24 年 6 月分（10 月支払い分）から年齢、人数に関係なく一律 10,000 円と記載しましたが、正しくは一律 5,000 円の間違いでした。

お詫びして訂正します。

佐呂間町 HP 掲載広告募集

佐呂間町ホームページでは、トップページに掲載する広告（バナー）を募集しています。

◆対象 町内事業者に限る

◆料金 1 ヶ月 2,000 円

◆バナーについて

縦 50 ピクセル×横 150 ピクセル
10KB 以内（静止画像）

※申請方法など詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ】

役場町民課住民活動係

Tel 2・1213

不動産に関する無料相談

北海道宅地建物取引業協会北見支部では、不動産に関する無料相談を実施しています。不動産の悩みなら、どんなことでもお気軽にご相談ください。相談の際は、事前に電話をお願いします。

■電話 0157・61・1565

■時間 13 時 30 分～ 15 時

■場所 北海道宅地建物取引業協会
北見支部

北見市常盤町 4 丁目 12・2

■日程 6 月 25 日 7 月 23 日

8 月 23 日 9 月 24 日

10 月 23 日 11 月 22 日

12 月 21 日

平成 25 年 1 月 23 日

2 月 22 日 3 月 22 日

4 月 23 日 5 月 23 日

国民年金保険料の納付が困難なときは!!

経済的な事情や災害などで保険料の納付が困難な人のために、国民年金にはいくつかの制度があります。保険料を未納のままにすると年金受給に影響がありますので、納付に困ったときは必ずご相談ください。

◆納付が困難なときは＜保険料免除制度＞

経済的な理由などで、保険料を納めることが困難なときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額又は一部（ $3/4 \cdot 1/2 \cdot 1/4$ ）が免除されます。

保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。

◆30歳未満の方は＜若年者納付猶予制度＞

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額についての納付が猶予されます。

納付猶予は本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得に関わらず承認されます。

◆学生の方は＜学生納付特例制度＞

本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。

学生納付特例は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

●保険料免除などの承認された期間は、老後に年金を受けるための資格期間に含まれるだけでなく、万一のときに、障害年金や遺族基礎年金を受け取る期間にも含まれます。

また、失業された方は、離職票や失業保険受給者資格証などを添付すれば、前年の所得に関係なく免除される特例もありますので、必ずご相談ください。

【お問い合わせ】

役場町民課戸籍年金係 Tel 2・1213

防火管理講習のお知らせ

消防法施行令に基づく、防火管理資格を取得するための講習会を行います。

■甲種防火管理新規講習（2日間）

○日 時 1日目 7月11日 9時45分～16時30分
※受付9時15分から
2日目 7月12日 10時～16時30分

○受講料 3,500円（テキスト代など）
※講習当日受付にて納入してください。

■乙種防火管理講習（1日間）

○日 時 7月11日 9時45分～16時30分
※受付9時15分から

○受講料 3,000円（テキスト代など）
※講習当日受付にて納入してください。

■甲種防火管理再講習（1日間）

○日 時 7月11日 13時～15時
※受付12時30分から

○受講料 3,000円（テキスト代など）
※講習当日受付にて納入してください。

◆講習会場 遠軽町福祉センター

◆受付期間 6月1日～6月29日

◆受講資格

消防法第8条に定める防火対象物（学校、病院、工場、遊技場、飲食店、物品販売店等で一定規模以上の建物）の防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある方。

■その他

- ①講習修了者には、修了証を交付しますので講習最終日に必ず印鑑を持参してください。
- ②新規講習2日目の実技講習で運動靴（屋内用）が必要です。（乙種防火管理講習・再講習の方は必要ありません。）
- ③筆記用具、昼食は各自で用意願います。
- ④講習会場の駐車場は狭いため西町駐車場をご利用ください。

【お問い合わせ】

遠軽地区広域組合消防本部予防課

Tel 0158・42・2050

遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所

Tel 01587・2・3637

「ふるさとまちづくり振興事業」をご存知ですか？

「ふるさとまちづくり振興事業」とは、町民の皆さんが個人や団体で取組まれる、地域のもつ「自然や文化・歴史」を活かした諸活動を行うために必要な備品などの購入や地域の特色ある景観の保存と創造を目的とした維持管理費用、さらには地域間交流・国際交流をはじめとする人材育成のために行う国内外の研修事業への参加などに対して、町が助成を行う制度です。

対象事業の概要は、次のとおりですが、「ちびっこ探検学校ヨロン島参加事業」をはじめとし、これまでに45件の事業に助成しています。

本事業の助成を希望される個人・団体の方は、役場企画財政課企画係までご相談ください。

◆ ふるさと文化の里づくり、対象事業の概要

①本町における伝統的かつ継承が必要な文化活動の活発化や掘りおこしをするため、地域がもつ素材を活用し、広く町民の意識を高めるための諸事業。

②本町がもつ素材をもとに、地域に密着したユニークで新たな文化の創造を行い、住民の連帯感やまちづくりの意識高揚につながる日常的な実践活動で、創作、発表、奨励、普及などの諸事業。

□助成事業者

個人・団体。ただし、文化連盟などの上部団体は除く。

□対象経費・補助率

事業を行う上で必要と認める備品など。ただし、更新については、耐用年数が経過したものとし、特に必要と認めるものとする。

補助率 1/2 以内。ただし、団体の事業は8割以内。

◆ ふるさと景観づくり、対象事業の概要

街並み、自然、地域の特色ある景観などの保存及び地域の生活文化に関連した新たな景観づくりなどを進め、ゆとりと潤いのある地域づくりを推進する諸事業。

□助成事業者 個人・団体

□対象経費・補助率

事業を行う上で必要と認める維持管理費用。

補助率 1/2 以内。

◆ ふるさと交流ネットワーク、対象事業の概要

①都市との地域間交流や諸外国との交流などを通じ、本町の将来を考えながらふるさと運動を推進していくための人づくりを推進する諸事業。

②新たな発想のもとに地域の生活、文化、福祉、スポーツ、産業などの地域振興を目的とした先導的な取り組みなどの調査研究及び指導者などの技術習得をすることにより、ゆとりと潤いのある地域づくりを進める事業。

□助成事業者

個人・団体。ただし、国内研修・国外研修それぞれ1回限りとする。

※推進委員会が推奨する事業への参加は、1回に限り回数に含めない。

□対象経費・補助率

研修に伴う旅費、宿泊費及び交流・研修に要する費用。

補助率 学生 1/2 以内。大人 1/3 以内。

【お問い合わせ】

役場企画財政課企画係 Tel 2・1214

児童手当現況届の提出を忘れずに！！

現在、児童手当の支給対象者（中学校3年生までの子どもがいる方）は、下記期日までに「児童手当現況届」を提出してください。この届出は、毎年6月1日の状況を記載し、児童手当の支給を引続き受ける要件があるかどうか確認するための大切な届出です。（対象者には別途通知します）。必ず、期限までに次の持参する物を確認の上、提出してください。

■持参する物 印鑑、保険証（国民健康保険以外に加入している方のみ必要）

■手続き先 役場保健福祉課社会福祉係
若佐支所、浜佐呂間出張所

■受付期限 6月29日まで

※平成24年1月1日以降に佐呂間町に転入された方は、前住所から平成24年度「所得課税証明書」を取り寄せてください。

※受付期限までに「現況届」を提出されない場合、受給資格があっても6月分以降の児童手当を受けることができませんのでご注意ください。

◆公務員の方は、勤務先での手続きとなりますので、役場への届出は必要ありません。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課社会福祉係 Tel 2・1212

犬は「マナーを守って、 正しく飼いましょう!!

◆フンの始末は最低限のマナーです!!

犬を散歩させることは、犬にとってストレスの発散になり、適度な運動をすることで、犬の健康にも人の健康にも良いことです。しかし、気持ちよく散歩していても犬のフンがあちこちにあっては、せっかくの散歩も不愉快になってしまいます。犬を散歩させるときは、必ずビニール袋などを持参し、フンの始末をしてください。これは、最低限のマナーです。また、散歩は他の犬や通行人の迷惑にならないよう必ずリードなどでつないで散歩しましょう。

◆放し飼いはダメ!!

飼い犬は、必ず鎖などで繋ぎ止めるか、檻などで囲い、外へ出さないようにして飼うことが義務付けられています。放し飼いは絶対にやめましょう。また、町では野犬の捕獲を行っています。飼い犬との区別がつかず捕獲してしまうことがあるので、放し飼いはせず、必ず繋ぎ止めてください。

【お問い合わせ】役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

「狂犬病予防注射、 を受けてください!!

4月に全町で狂犬病予防注射を実施しましたが、まだ飼い犬に予防注射をされていない方は必ず受けてください。

◆畜犬登録及び狂犬病予防注射日程

7月1日(日)

栄地区	旧山内商店前	9:00～9:10
若佐地区	若佐コミセン前	9:20～9:30
知来地区	知来公民館前	10:00～10:10
仁倉地区	仁倉公民館前	10:20～10:30
浜佐呂間地区	浜佐呂間 活性化センター前	10:40～10:50
幌岩地区	幌岩公民館前	11:00～11:10
富武土地区	富武土消防車庫前	11:40～11:50
若里地区	若里浜児童公園前	12:00～12:10
佐呂間地区	町民センター前 農協スタンド横	13:30～13:40 13:50～14:00

◆狂犬病予防注射料 3,040円

※往診を希望される方はご連絡ください。(別途500円)

◆登録料 3,000円(生涯に一度)

○動物病院で注射された場合、役場で注射済票(550円)の交付を受けてください。

【お問い合わせ】役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

後期高齢者制度のジェネリック 医薬品利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口で「希望カード」を提示することにより処方してもらうことができます。

後期高齢者医療制度の方で「希望カード」が必要な方は、役場保健福祉課医療保険係までお問い合わせください。

◆効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同様の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。ただし、希望される場合は必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

町営住宅の空家状況

5月17日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。

■若佐第1団地	2階2LDK	2階1戸	22,200円～
■栄団地	2階3LDK	1階1戸	15,300円～
■若佐第2団地	2階3LDK	1階1戸	15,700円～
■宮前団地	2階2LDK	1階1戸	20,300円～
■西富団地	2階2LDK	2階1戸	14,600円～
	2階3LDK	1階3戸	15,600円～
		2階3戸	15,200円～

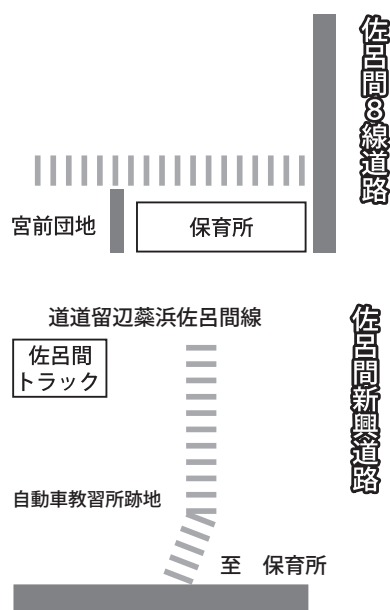
☆宮前団地(特定公共賃貸住宅)

2階3LDK 2階1戸 47,700円～

☆印の特定公共賃貸住宅は収入が多い方のための住宅です。入居条件などが一般住宅と異なります。

上記の他にも入居可能な町営住宅がありますので、入居申込など詳しくは役場建設課管理係(Tel2・1210)までお問合せください。

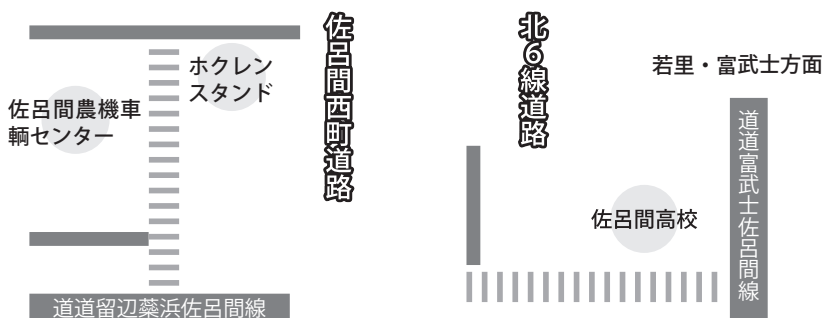
工事区間



道路工事にご協力ください

本年度の道路整備として、改良舗装工事を下記のとおり行います。工事期間中は大変ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解ご協力をお願いします。

佐呂間8線道路	L = 157m(6月中旬～10月下旬予定)
佐呂間新興道路	L = 298m(6月中旬～10月下旬予定)
佐呂間西町道路	L = 240m(6月中旬～10月下旬予定)
北6線道路	L = 257m(6月中旬～10月下旬予定)



後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

被保険者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。
平成24・25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

- ◆均等割（被保険者が等しく負担） 平成24・25年度 ⇒ 年額47,709円（3,517円増）
- ◆所得割（被保険者の所得に応じて負担） 平成24・25年度 ⇒ 10.61%（0.33%増）
- ◆賦課限度額（1年間の保険料の上限額） 平成24・25年度 ⇒ 55万円（5万円増）
- ◆計算方法（平成24年度）

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 [1人当たりの額] 47,709円	+	所得割 [被保険者本人の所得に応じた額] (平成23年中の所得－33万円) × 10.61%	=	1年間の保険料 [100円未満切り捨て]
------------------------------------	---	---	---	-------------------------

【お問い合わせ】

○北海道後期高齢者医療広域連合 Tel 011・290・5601 ○役場保健福祉課医療保険係 Tel 2・1212

忘れずに

6月は、
町道民税 第1期 です。

篤志寄付

この度、玉井 清さん（若佐）から離町に際して、福祉事業基金に役立ててくださいと、10万円の篤志寄付がありました。大変ありがとうございました。

ご寄付 ありがとうございました

■社会福祉協議会

▼香典返しを廃して

共立 藤岡 新吉 さん
川西 本田 徳郎 さん
永代町 青野 利男 さん
宮前町 田中 伸子 さん
■離町に際して
若佐 玉井 清 さん
■共立老人クラブへ
共立 藤岡 新吉 さん
■大成・栄老人クラブへ
大成 芝 文子 さん